

中小企業者に公平な税制



饗庭 靖之
(東京都立大学法科大学院教授)
弁 護 士

< 要 旨 >

租税における公平を実現することは、自由で競争的な社会の形成維持のために、社会経済活動を行う基盤となるルールの公正として、必須のものであり、不断の検討が進められ、より公平な税制を目指すことが必要だと考えられる。

そして、租税法律主義の下では、自己の行為、行動、財産等で、課税対象とされるものがあることを認識し、課税への同意の上に行動する自由があることが、税制度としてあるべきであり、贈与税、相続税にはこの点で改善すべき点がある。

また、法人税と所得税は、課税される者が、租税回避をしようとする意思を持つ余地があるという問題をもたらすが、租税回避を有効に抑制し、納税者の公平を欠くことを防ぐことが必要である。

知的財産権を利用した租税回避を防ぐことは現行の税制では困難があり、米国の多国籍企業などは、知的財産権を使って事業収益をタックス・ヘイブン等に移転させる租税回避を最大限に活用している。

OECDにおいてデジタル経済にふさわしい、PE（事業のための恒久施設）の有無を基準としない新しい基準によって課税することの検討が行われているが、租税回避のために財、サービスの提供者の所在国を人為的に移転する操作が行われることに対して、財、サービスを受領者の居住する市場国に課税権を移す必要がある。

一方、消費税は、財、サービスを購入しようとする者が、消費税を負担することを認識した上で、消費税を負担して財、サービスを購入する決定をするという担税意識を伴う税制であり、自己の意思に基づく税負担という点に忠実な租税制度であるが、現在の消費税が金融取引などを非課税とすることで、他の消費税が課される財、サービスの取引行為との間に差を作り出し、不公平を生じている点があるので、金融取引などを消費税の非課税取引にしていることを見直していくことが考えられる。

目次

- 第1 はじめに
- 第2 納税者又は担税者の意思に基づく課税体系
 - 1 総論
 - 2 贈与税、相続税における納税者の意思に基づく課税の制度化
 - (1) 贈与税と相続税における納税者の意思に基づく課税という点の問題
 - (2) 武富士事件における贈与税の問題
 - (3) 相続税における納税者の意思に基づく課税の制度化
- 第3 租税回避を防ぐための取引相手住所地での課税
 - 1 租税回避の問題
 - 2 タックス・ハイブン対策の税制
 - 3 知的財産権を使った租税回避への対応
- 第4 消費税課税の公平化
 - 1 消費税の問題点
 - 2 金融取引や不動産取引への消費税課税の必要性
 - (1) 問題点
 - (2) 消費税の課税対象と課税方式
 - (3) 消費税に非課税品目を設けるべきでないこと
 - 3 金融取引、不動産取引において消費税の課税対象とすべきもの
 - (1) 金融取引の非課税の不合理性
 - (2) 債権を証券化した金融商品に対する消費税のあり方
 - (3) 債権を証券化した金融商品の取引において消費税を課する対象
 - (4) 株式の取引や不動産取引に対する消費税
- 第5 まとめ

第1 はじめに

租税公平主義は、税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならない、各種の租税法律関係において国民を平等に取り扱わなければならない原則である。

租税を負担することは国民の義務であるが、税負担は各人の担税力に応じて配分されるべきである、という考え方にに基づき、租税公平主義は、税につき、担税力に即した課税と租税の公平を要請するものとして理解されている。

租税における公平を実現することは、自由で競争的な社会の形成維持のために、社会経済活動を行う基盤となるルールの公正として、必須のものであり、不断の検討が進められ、より

公平な税制を目指すことが必要だと考えられる。

本稿では、現行の税制が、大企業や金融セクターと比較して、中小企業や、ものづくりの企業、さらには所得が高くない者にとって、公平な取扱いとなっているかどうか、現行税制に問題点はないかを検討する。

中小企業や、ものづくりの企業を経営される方々には、以下で分析する現行税制の性格を理解していただき、今後の事業活動に生かすようにしていただきたいと思います。

第2 納税者又は担税者の意思に基づく課税体系

1 総論

私法上の法律関係は、契約を締結する者の

意思の合致によって契約が締結され、それに基づいて、権利関係が設定されるという私的自治の原則の下にある。それが個人の自由を保障する源となっている。

税を負担することは、個人の権利ではなく義務であるが、権利取得が個人の意思に基づくのと同様に、税の負担という義務を負うことも、自己が同意した結果として負うこととされるべきである。このことにより、個人の自由がよりよく保障されるからである。

憲法84条の租税法律主義が、課税の要件が法によって定められることによって、はじめて課税が認められるとしているのは、課税立法への民主主義の要請であるとともに、個人が、何が課税されるかについて認識でき、その認識の上に立って自己が税を負担するという意思を持って、税負担を自己決定する自由が保障されるからである。

このため、自己の行為、行動、財産等で、課税対象とされるものがあることを認識し、課税への同意の上に行動する自由があることが、税制度としてあるべきといえる。

しかし、自己の意思に基づく税負担という点において、実際には、税の種類により、程度が異なる。

消費税は、財やサービスを購入する者が税を負担する間接消費税制度であるため、財やサービスを購入しようとする者が、購入するのと同時に消費税を負担することを意思した上で、購入契約を締結し、消費税相当額の金員を含めた金銭を支払う。

このため、消費税においては、課税されることについて認識でき、その認識の上に立って自

己が税を負担するという決定をしており、上述の自己の意思に基づく税負担という点に忠実な税制である。

そして消費税においては、財やサービスを購入しようとする者が、購入額に比例して税負担をする方式であるから、消費税は本来的に租税回避を行うことができない。

これに対し、現在の課税方式の中で、自己の意思に基づく税負担という点が弱い課税制度として、法人税、所得税の所得課税があると考えられる。

法人税と所得税は、収入から経費を差し引いた一定期間で計算される利益に対して課税する。法人などの事業者は、収益を目指して行動するものの、1年間の収入は予測し得ない結果的なものであり、また経費も様々な要因によって決まってくる結果的なものであるから、収入から経費を控除して計算される利益という結果的に決まってくる額は、自分自身ではコントロールできない。様々な要因によって決まってくる利益額に応じて課税する点で、法人税と所得税は、自己の意思に基づいて税を負担するという点が弱い。

収入と経費の見通しが明確に立つのであれば、利益は結果的なものにすぎないとは言えないことになるが、需要と供給の調整を市場に委ねている資本主義では、将来は保証されたものではなく、利益は結果的なものにすぎないと言ふべきである。この結果として、法人税と、事業者の所得税は、様々な要因によって決まってくる利益額に応じて課税される点で、自己の意思に基づいて税を負担するという点が弱くなっている。

このことは、法人税と所得税は、課税される者が、租税回避をしようとする意思を持つ余地があるという問題をもたらす。様々な要因によって決まってくる利益額を一定の額にしようと、法人などの事業者が意思し、人為的に誘導する余地があるからである。

法人税と所得税が、租税回避を行う余地のある税制であるにもかかわらず、これらを税制の中核と据えている以上、租税回避を有効に抑制し、納税者の公平を欠くことを防ぐことは、税制度を運営する国家の責任といえる。

2 贈与税、相続税における納税者の意思に基づく課税の制度化

(1) 贈与税と相続税における納税者の意思に基づく課税という点の問題

贈与契約は、贈与しようとする者が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、贈与される者が受諾をすることによって、効力を生ずる（民法549条）。

贈与契約は契約当事者の双方の意思が合致することによって成立するが、贈与を受ける者は無償で財産を受けることを受諾するのに対し、贈与者は自己の財産を対価なしで譲渡しようとするのであるから、贈与者の贈与するという意思が、贈与契約の成立に決定的役割を果たしている。

このため、贈与者は、贈与を決定するに際し、贈与税の課税を負担することをも考慮して、自己の財産を無償で相手に与えるという意思を決定することができると考えられるのに対し、贈与を受ける者は、贈与税の課税を負担するという意思を決定することは考えにくい。したがっ

て、贈与税を負担することの意思決定も、贈与を決定する贈与者の意思として行われることが、贈与における個人の自由の保障に適合的であることから、贈与者が贈与税の課税を負担する制度とすべきである。

これに対し、現行法は、贈与による財産移転の効果が発生することにより、受贈者に贈与税を課税している。贈与契約は、贈与者が贈与するという意思決定に主に依存し、受贈者は、贈与に同意するという受け身の意思決定しかしていないにもかかわらず、受贈者に課税が発生するというのは、課税を負担する者の意思に基づいて税負担が生ずべきことからは好ましいことではない。

国際的に贈与税は、財産を贈与する者に納税義務を課す方式と、贈与によって財産を取得する者に納税義務を課す方式の二つの類型が並立しているが、日本は後者の現行法から、前者の贈与することを意思決定する者に贈与課税する制度に移行すべきと考えられる。

(2) 武富士事件における贈与税の問題

武富士事件と呼ばれる税務事件では、富裕層の日本人が長男に財産贈与することにより生ずる贈与課税を回避するために、国内の資産を国外資産とした上で、長男が意図的に日本の非居住者になった後に贈与が行われたことに対し、国税当局が課税し、訴訟事件となった。

課税当時の相続税法が、国外財産の非居住者への贈与を非課税としていた基本的理由は、贈与税が、受贈者に対して課税義務を課しているから、日本に非居住の受贈者に対して課税しないとなっていたものである。その意味では、受贈者である長男が意図的に日本の非居住者

になって、贈与税の課税を回避する行為は、当時の相続税法に則った行動であり、これを租税回避とみて課税すること自体に無理がある。国の敗訴後、現在は居住者の出国後10年間は贈与税が課されるように法改正がされているが、本来の法の趣旨に即したものと言ひ難い。

武富士事件にみられる租税回避が行われたのは、贈与しようと思定の際に、贈与者に贈与課税を負担するとの意思を求めていることによると考えられる。

贈与税のあり方としては、贈与者に対して贈与税が課されることとされることによって、贈与者の住所地の税法によって贈与課税が決定されることとすべきである。

(3) 相続税における納税者の意思に基づく課税の制度化

日本は、相続税につき、担税力に即した課税を行うとの考え方で、相続によって財産を取得した相続人や受贈者を対象として課税する方式（遺産取得税）をとっている。

これに対し英米系の国では、人が生存中に蓄積した富につき、死亡にあたって一部を社会に還元すべきであるという考え方で、遺産を対象とする課税（遺産税）が行われている。

遺言がされている場合は、遺言によって死後の財産の分与をしようとする遺言者の意思によって遺贈関係が生ずるから、遺言者の遺言をする意思決定において相続税を負担することの意思を求めべきであり、そのために遺言者に相続税を負担させるべきである。死亡により、遺言者自身は納税できないが、残された遺言者の財産が遺言者の意思に基づいて相続税を負担させるべきと考えられる。

遺言が作られない場合でも、相続が発生したとき、被相続人の生前中の含み益に対して課税する必要があること、また被相続人が死亡することにより被相続人が当該財産を必要としなくなることに相続税の課税理由を見出すべきであり、相続税は、被相続人が所有していた相続財産に対して課税されるべきと考えられる。

現行制度は、遺産をどのように分割しても課税の合計額に変わりはないため、相続財産に課税する遺産税方式に移行するのに支障はない。

第3 租税回避を防ぐための取引相手住所地での課税

1 租税回避の問題

他国よりも法人に対する課税を優遇することにより、外国企業を自国に誘致し、税収を得ようとする「税の競争」が行われている。この結果、法人に対して全く無税か実効税率が20%未満のタックス・ヘイブンや、法人への税率がそれに近い軽課税国がある。

企業はこの「税の競争」に乗って、タックス・ヘイブンや軽課税国の低税率を利用して税負担を限りなく低いものとし、その分を企業内に利潤を蓄積して、他の企業を凌駕する競争力を獲得し、事業活動を拡大している。

企業がタックス・ヘイブンや軽課税国の低税率を利用して税負担を低くすることを正当化する、新自由主義的な考え方として次のように言われる。

「政治家や官僚に任せておくと国家は必然的に膨張する。それを防ぐためには、「税の競争」が必要である。「税の競争」が行われることによって、国家の膨張は抑えられ、企業は技術革

新への投資を行うことで新しい事業が興隆し、それによって世界中が利益を受ける。」

実際に、OECD諸国では、1982年から2006年までの24年間に20%も法人税の表面税率が下がっており、米国は最高35%の累進課税が21%に下げられ、英国は2020年に17%に下げ予定であり、フランスは2018年から段階的に引き下げ2022年に25%を目指すとしている。

法人税の税率が下がることで、企業の事業活動の税負担が軽減されることだけで問題が済むのであれば、「税の競争」にも、上記主張のような意義はあるであろう。

しかし、法人税率を下げることで、国家は、国家の収支が赤字になって財政危機を招かないようにするために代替財源を必要とすることになる。そのために、所得税や消費税の負担を重くしたり、更には富裕税などの資産税を新設することに税源を求めていくこととなれば、所得に対して逆進性がある消費税の税率を上げる等により市民への重税を強いることとなる。

また、税の競争が、法人税率を引き下げることにも効果があるとしても、税の競争を利用した租税回避は、事業者すべてが利用しうる手段ではないため、事業者間の納税の不公平は拡大する。

国家が税収確保のため、やっきとなって租税回避を防止しようとするのに対し、国家による租税回避防止策を上回る周到に計画された租税回避策を立案するスタッフやコンサルタントを持った企業が租税回避を行っている。

米国の多国籍企業に見られる、アグレッシブなタックスプランニングによる課税の回避行動は、中小企業や他の企業も、理解しておいた方

がよいと考えられる。

租税回避は、租税回避を行う一部の事業者が税金を支払うことを免れることを可能にする効果しかないにもかかわらず、租税回避を行うことが放置されることは許容しがたい事態である。

したがって、税の競争は、事業者間の公正な競争条件を用意するものでなく、不当な租税回避行動を誘発するものでしかない。

2 タックス・ヘイブン対策の税制

租税回避の代表的な手段として、米国のGAFANAなどの多国籍企業などが行う方法で、知的財産権を使って事業収益をタックス・ヘイブンや低税率国に設立した子会社に移し、本来の事業活動を行っている国における法人税による所得課税を免れることが行われている。

このように、会社を形式的にあるいは実質的にタックス・ヘイブンや軽課税国に移転させ、本来の所在する国の課税を免れようとするのを阻止することができるだろうか。

(1) タックス・ヘイブンや低税率国に子会社を設立し、会社の実質をその子会社に移転させるという租税回避行為に対し、わが国をはじめ主要国は、タックス・ヘイブン対策税制（CFC税制）を設けている。

日本のタックス・ヘイブン対策税制（租特40条の4等）は、日本居住者や法人等（以下「日本居住者等」という）が50%超の株式を所有する外国法人に対し、住所地国が法人税を課さないか、または実効税率が20%未満のとき、日本居住者等の持株数分の外国法人の所得を、日本居住者等の所得として日本の法人課税等

の対象としている。

タックス・ヘイブン対策税制は、租税回避の防止を目的とするものであるから、外国法人がタックス・ヘイブンにおいて真正な事業活動を行っている場合には適用しない。このため、事業活動を行うのに必要な施設を持ち、事業を行っている実態がある等の法定された基準を満たすものには、タックス・ヘイブン対策税制は適用されない。

タックス・ヘイブン対策税制により、元々の住所地国での課税を回避することを防ぐことができるのは、企業が子会社をタックス・ヘイブンに設立し、そこに事業を移して租税回避を行う場合である。

(2) また、企業が、タックス・ヘイブンや軽課税国（以下「タックス・ヘイブン等」という。）に既にある企業と合併して、タックス・ヘイブン等の企業になるという方法で、元々の住所地国での課税を回避する、コーポレート・インバージョンによる租税回避を防ぐことも問題となる。

日本の企業がタックス・ヘイブン等にある法人を存続会社とする合併をすることは、実質的に、当該日本の会社の株主が、会社の解散時の会社財産分配請求権をタックス・ヘイブン等にある法人に実質的に現物出資して、タックス・ヘイブン等にある法人の株主になることである。

このような形で、日本の法人のタックス・ヘイブン等にある会社への吸収合併を認めると、元々の住所地国である日本の課税を回避されるおそれがあるため、①合併される法人と合併する法人の間に支配関係があり、②合併される法人の株主等に交付される株式が、タックス・ヘ

イブン等の法人の株式であるとき、帳簿価額による引継ぎを認める「適格合併」の取扱いとしないこととされている。これにより、被合併法人は、その資産および負債を合併法人に時価で譲渡したものとして譲渡益・譲渡損を計算して、未実現のキャピタルゲインに対して課税を行うこととなる。

この吸収合併時の課税により、日本法人であった間の未実現であったキャピタルゲインに対しては課税されることとなるが、合併後、新法人がタックス・ヘイブン等に所在する企業として活動することに対しては、元々の住所地国であった日本の課税が及ぶものではない。

3 知的財産権を使った租税回避への対応

更に、知的財産権（パテント）を使って事業収益をタックス・ヘイブン等に移転させることによる租税回避を防ぐことも問題となる。

親会社がタックス・ヘイブン等にある子会社に知的財産権を移し、知的財産権の使用料をその子会社に支払う形にすることによって、親会社の所得を、子会社のあるタックス・ヘイブン等に移転させて租税回避を行うことを防ぐことは、困難である。

(1) 欧州にはパテントボックス税制があり、知的財産（パテント）を活用した事業活動による所得への課税を軽減している。

パテントボックス税制がある理由は、知的財産は移動性が高く、知的財産権が創出された国から低税率の国へと容易に移動させることができるため、欧州各国は知的財産とそれにより生じる所得が外国に移転される事態に歯止めをかけるため、パテントボックス税制を導入してきた。

このことは、知的財産権を利用した租税回避を防ぐことが困難であることを示している。

(2) 米国の多国籍企業などは、知的財産権を使って事業収益をタックス・ヘイブン等に移転させて、知的財産権を利用した租税回避を最大限に活用している。

具体例として、Google Incのやり方が有名である。親会社は、アイルランドにある子会社に、米国外での事業活動のライセンスを与え、当該子会社に海外事業収益を非課税で蓄積している。そして、米国本社は、アイルランド法人から借り入れる形式で、この収益をいくらかでも使うことができる。

アイルランドで非課税にする方法は、アイルランド税制の「外国の会社に管理されている営業実態のない会社は、非居住者となり課税されない」という規定を使い、タックス・ヘイブンのバミューダ諸島の会社をアイルランド法人の管理会社とするとともに、アイルランド法人の営業実態をなくすため、当該アイルランド法人は他のアイルランド法人にサブライセンスを付与し、この法人に営業を行わせる。

そして、アイルランド法人が直接、他のアイルランド法人からライセンス料の支払いを受けると、ライセンス料支払いにつき他のアイルランド法人に源泉徴収義務がかかるため、アイルランドとオランダの間の租税条約の「両国の法人間のライセンス料支払いに源泉徴収は行わない」という規定を使い、他のアイルランド法人からオランダ法人にライセンス料を支払い、オランダ法人からバミューダ諸島の会社に管理されるアイルランド法人にライセンス料を支払うことによって、源泉徴収義務を免れている。

以上により、Google Incは、海外事業の所得源泉地をタックス・ヘイブン等にすることによって、海外事業による収益の課税を回避している。

(3) 以上のような極めて技巧的な方法により、タックス・ヘイブン等を、実質的な住所地国として租税回避を行うことに対して、タックス・ヘイブン対策税制（CFC税制）のような個別の租税回避対策の制度を設けて、防いでいくことには限界がある。

法人税が法人の所在する国で課税される仕組みとなっている限り、法人の住所地を、形式的にタックス・ヘイブン等に移転させて、法人課税を回避する方法を作り出すことは可能である。このため、租税回避に対し、根本的に対応するためには、法人税が法人の住所地国で課されること自体を見直す必要がある。多国籍企業が、知的財産権の枠組みを使い、タックス・ヘイブン等に形式的に住所地を移転して租税回避を行っている効果を減殺するためには、住所地国以外で法人税を課する仕組みとする必要がある。

そもそも、世界において対等な競争条件の下における自由貿易が行われるためには、多国籍企業は、取引を行う企業や消費者が所在する取引相手先国において、同種の取引を行う企業と、同一の競争条件にあることが必要である。そのため、多国籍企業が世界各地で取引を行うことによって得る所得に対する課税は、同じ場所で同種の取引を行う企業が得る所得に対する課税と同一の条件のものとする必要がある。このため、取引相手方の企業や消費者が所在する国の税率によって一律の課税がなされ

る必要がある。とりわけ、インターネットによって、取引が国境を簡単に超えて行われる状態になっていることから、課税権を、多国籍企業の住所地国ではなく、ネットサービス利用国側に持たせることが必要となっている。

そのため、多国籍企業が取引を行い、売り上げを上げる取引先の住所地国において、法人課税を行っていく必要がある。

Googleなどが、子会社に、米国外での事業活動のライセンスを与え、当該子会社に、米国外の事業活動の収益を集める際にも、当該子会社に代金が支払われているところの事業活動が行われている世界各国で、事業活動による所得に対する課税を行うことが必要となっている。事業活動が行われている世界各国で課税することによって、当該子会社が租税回避をすることを防ぐことができるのである。

(4) 法人税などの所得に関する課税を、法人の住所地国で行うか、法人事業による財、サービスの提供地で行われるべきかについて、国際的な経済問題の協議機関であるOECDで作られたルールは、法人の住所地国で原則、課税するが、法人事業による財、サービスを提供する地に、事業のための恒久施設(PE)という物理的拠点があるときは、これを課税根拠(ネクサス)として提供地国での課税を認めるというものである(「PEなければ課税なし」の原則)。

しかし、「PEなければ課税なし」の原則では、多国籍企業による租税回避を防げないことから、OECDの租税委員会において「税源浸食と利益移転に関するプロジェクト」(BEPS)が開始され、デジタル経済にふさわしい、PEの有無を基準としない新しい基準によって課税する

ことの検討が行われている。

(5) 2019年2月に、OECDで、デジタル経済にふさわしい、PEの有無によらない別の基準についての論点整理文書が出された。

論点整理文書として、3案が併記されており、第一は英国提案のもので、SNS、検索エンジン、オンライン・マーケットといったデジタル企業の事業は、ユーザーの貢献が重要であることに着目し、ネットでの利用者の「参加量」(利用者数や使用データ量など)に応じて、その企業の所得のうちユーザーの貢献部分について、ユーザーがいる国に課税権を認める。

第二は米国提案のもので、企業がブランドや顧客データ・顧客リストなど、マーケティングを通じて無形資産を有していれば、その無形資産が生み出されたマーケットのある国に課税権を認める。

多国籍企業による租税回避の議論にのることはずっと避けてきた米国が、国際世論の高まりを踏まえ、対案を出してきたことは注目される。

英国案と米国案の違いは、英国案は対象とするビジネスモデルをSNS、検索エンジン、オンライン・マーケットに限定しているのに対し、米国案はマーケティングによる無形資産を有していれば、伝統的企業を含めて課税の対象としている点である。

米国案は、無形資産による収入をタックス・ヘイブンに移転して、法人課税を回避しようとする多国籍企業の行動に対し、無形資産による収入に対する課税権を、財、サービスが提供される市場の所在する国に移そうとする提案である点で注目される。

第三はインドの提案と言われるが、利用者や

契約の存在、売り上げの発生、現地語のウェブ
サイトや現地通貨決済などの「デジタル要素」
が存在する国や地域を「重要な経済的存在」と
認定し、その量に比例して課税権を国際的に配
分する提案である。

そして、上記の提案等を踏まえ、2020年末
までの最終報告書のとりまとめに向けて、2019
年10月に、OECD事務局から次の内容の提案
がされた。

「利益を上げている消費者のいる国（市場国）
で生み出された価値に見合った「新課税権」を
設け、課税権（課税ベース）を市場国に配分
する。それにより物理的拠点（PE）がない場
合でも、市場国に一定額以上の売り上げなどが
あれば課税根拠（ネクサス）として、市場国に
課税権を配分する。」

全世界で一定額以上の売り上げなどがある
デジタルサービスを含む消費者向けビジネスを
手掛ける多国籍企業を対象としており、対象ビ
ジネスは、企業のマーケティング上の無形資
産（ブランド価値など）を重視する米国案が主
に取り上げられている。グループ全体の「超過
利益」と認定された部分の一定割合を市場国
に配分する。市場国に配分される「超過利益」
の割合については20%という案が浮上してい
るという¹。

OECDにおける議論は、各国の課税権の対
立から、難航する可能性があるが、議論が収
束してまとまるか注目される。

財、サービスの提供を受ける者が居住する市
場国に対し、「超過利益」の20%が配分され
べきとの議論が浮上しているとのことである

が、租税回避のために財、サービスの提供者の
所在国を人為的に移転する操作が行われること
からは、適切な課税のためには、「超過利益」
の20%を超えて、財、サービスを受領者の居
住する市場国に課税権を移す必要があると考え
られる。

第4 消費税課税の公平化

1 消費税の問題点

消費税は、財、サービスを購入しようとする
者が、消費税を負担することを認識した上で、
消費税を負担して財、サービスを購入する決定
をするという担税意識を伴う税制であり、自己
の意思に基づく税負担という点に忠実な租税制
度である点は評価される。

しかし、消費税が、所得税や法人税と並ん
で中核的な租税制度となるためには、現在の消
費税が金融取引や不動産取引などを非課税と
することで、他の消費税が課される財、サービ
スの取引行為との間に差を作り出し、金融セク
ター等と非金融事業との間で不公平が生じてい
ることから、この点を是正する必要がある。

また、消費税の持つ逆進性は、個人の家計
における、所得税の持つ所得の再分配機能を
大きく減殺していることから、消費税による低
所得者への過大な課税を解消する制度を持つ
ことが必要と考えられる。

2 金融取引や不動産取引への消費税課税の 必要性

(1) 問題点

金融・保険取引や不動産取引は、その取引

¹ 森信茂樹「経済教室」日本経済新聞2019年12月6日

の対象である有価証券などの金融商品や不動産について、ほかの財、サービスのように、消費の対象として観念できないとの理由で、消費税の対象とされていない。

消費税は、財、サービスを取得するため代金の支払いがなされることに担税力を見出している。そのことから、有価証券や金融商品、不動産を取得するため代金の支払いがなされているにもかかわらず、これらを消費できないとの理由で消費税を非課税とすることが是認できるのか検討する必要がある。

(2) 消費税の課税対象と課税方式

消費税は、最終的な消費行為よりも前の段階で物品やサービスに対する課税が行われ、税負担が物品やサービスのコストに含まれて最終的に消費者に転嫁することが予定されている間接消費税である。消費税の納税義務を、課税資産の譲渡等を行った事業者が負うのは、最終消費の段階では租税の徴収を行うことが困難であるという徴税技術上の理由による²。

消費税は、ゴルフ場利用税や入湯税のように、最終的な消費行為そのものを対象として課される直接消費税ではなく、酒税と同じく、消費支出に担税力を認めて課税されるものである³。

財、サービスの対価の額の表示に、消費者へ転嫁される消費税額を含めて表示を求める総額表示方式を規定する消費税法63条の適用は特別措置法で緩和され、事業者は外税方式と内税方式のいずれの方式もとることができるが、いずれにおいても、消費者に課税の負担を転嫁することが前提とされている。

そして消費者が購入する財、サービスは多段階を経て作られるため、消費税は、原材料の製造から小売までの各段階において事業が国民経済に新たに付加した価値に対する課税を行う付加価値税とされている。付加価値は、事業の総売上金額から、その事業が他の事業から購入した土地建物・機械設備・原材料・動力等に対する支出額を控除して算定し（控除法）、課税期間内の総売上金額に税率を適用して得られた金額から、同一課税期間内の仕入に含まれていた前段階の税額を控除することによって税額を算出する「仕入税額控除方式」をとっている。

(3) 消費税に非課税品目を設けるべきでないこと

消費税は、財又はサービスを欲する人が、財又はサービスの購入を企図し、例えば代金100円と消費税10円の合計110円を負担して購入しようという意思に基づいて課税の負担が生じる税方式である。

財又はサービスを購入する対価として、代金が支払われるが、100円の代金を支払って財又はサービスを購入するのであれば、110円を支払うことも可能と考えられるので、財又はサービスを購入する者が10円を追加負担しうる購買力に担税力を見出して、代金を100円払うときに、10円の消費税を負担させるものである。

「財又はサービスを購入する人が、購入の対価を支払えるときは、その対価に税金を加えた額を対価とすることとしても支払うことができなくなることはない」ということは、「財又はサ

² 金子宏「租税法」第22版（弘文堂 2017年）722頁

³ 金子宏「租税法」第22版（弘文堂 2017年）737頁

サービスの需要曲線からみて、その価格の上昇が小さいときには、需要量の減少は小さいものにとどまり、「消費者の多くは消費税負担をしても購入を行う」という購入を決定する消費者の意思の中に、担税力を見出しているのである。

このことは、購入に際しての追加的な負担の増額が、消費税分の負担なのか、財又はサービスの生産費の増加であるのかについて消費者に差別的選好は存在しないことを前提に、消費税は、財・サービスの価格を消費税額分の値上げをさせることによって、その値上げ分を納税させていることを意味する。

したがって、消費税は、消費税課税により、財・サービスの価格を上昇させて、その価格上昇分に担税させているのであるが、これは物価を上昇させて担税させていることに等しい。

消費税課税により物価水準を上昇させて担税させていることに等しいことから、消費税の課税対象である財・サービスの取引の一部に、非課税取引を設けることは、課税取引の対象品目では物価水準が上昇し、非課税取引の対象品目では物価水準が上昇しないという、跛行的な物価水準が形成されることになる。

これは、課税取引の対象品目と非課税取引の対象品目の間で異なる価格水準が形成され、課税取引の対象品目と非課税取引の対象品目の間で、わが国全体の財・サービスの需給調整において価格メカニズムによる最適資源の配分が実現されていないことを意味する。このことは、非課税取引である金融取引や不動産取引については、その取引に消費税額分の補助金が交付されているのと同様のことであり、わが

国の財・サービスについての価格メカニズムによる最適資源の配分の実現を、合理的理由なく妨げているものである。

このことから、財・サービスの購入について、消費税の非課税取引の対象品目を設けたり、軽減税率を適用する対象品目を設けたりすべきでないことが結論される。

3 金融取引、不動産取引において消費税の課税対象とすべきもの

(1) 金融取引の非課税の不合理性

現行制度では、金融取引は消費税の対象となっていない。金融業は、サービス業に属するところ、金融取引以外のサービスの提供には消費税が課税されることによって、金融サービスとその他の財、サービス提供との間で跛行的な購入対価の水準が形成され、結果、その他の財、サービス提供取引に比べ、消費税が課されていない金融サービス業の扱う取引については、消費税非課税分の補助金が交付されているのと同様の効果が生じている。このことは、金融セクターの不当な優遇であり、その他のサービスセクターへの不合理な差別にあたると考えられる。

金融取引の非課税の理由としては、有価証券の譲渡、金融・保険取引について、有価証券や金融商品についてほかの物と同様に消費の対象として観念できず、また、金融取引はたんなる資本の振替ないし移転であることから通常の財貨やサービスの流れに課税する消費税になじみにくい⁴、などと説明されている。

しかし、これを疑問視する見解もあり、「非

4 岩下忠吾「総説 消費税法」(財経詳報社 2004年) 127頁

課税措置については、本当に消費になじまないかどうかの検討が必要になる。これらの諸措置については、広義の消費に当たるから課税することができる、という理由づけもありえよう。」⁵という指摘がある。

金融商品の購入者が、購入物の価値を消費し尽さないという理由については、消費税は、消費者（個人、法人）が代金を支払う行為に担税力を見出しているのであって、消費することに担税力を見出しているのではないから、モノないしサービスを消費しないと消費税の対象にならないという理由は十分な説得力はない。

金融業はサービス業であり、製造業ではない。製造されたモノを売っているわけではなく、サービスを売っているのである。金融業者が作って売る金融商品は、モノではなく、資本と、サービスの提供を受ける権利を組み合わせる一体としたものである。このため、金融商品の売買では、資本の移転が生じるとともに、金融サービスの提供が行われ、このサービスの消費が行われている。

金融取引において提供されているサービスを、端的に示しているのはオプション取引である。

オプションは、一定の商品や証券などの現物資産を所定の期日（満期日）ないし期間内に、所定の価額（権利行使価額）で、相手方から買い受ける権利（コール・オプション）または相手方に売り付ける権利（プット・オプション）を言い、この権利の売買をオプション取引という⁶。オプション取引では、2つの権利をめぐっ

て売手と買手がおり、買手から売手にオプションの代金として手数料（プレミアム）が支払われる。たとえば、X株式会社の株式を保有しているA株式会社は、X株式会社の株価が下落すると予想し、B株式会社から現在の株価1,900円、権利行使価額2,000円、プレミアム100円、権利行使期間3ヶ月という条件で、プット・オプションを買い付けた。その後、株価が下落し、期間内のある日、株価が1,700円となったので、A株式会社はB株式会社に対してプット・オプションを行使し、1株300円の売買益からプレミアム100円を引いた200円の利益を得た。プット・オプションを行使すれば、現物資産の値下がり危険を回避することができるし、コール・オプションを行使すれば、値上がりで得られる利潤を得ることができる。オプション取引で提供されるサービスの内容は、プット・オプションでは、値下がり危険というリスクから解放することであり、コール・オプションでは、値上がりで利潤が得られるという投機の機会の提供である。

オプションを購入することは、将来の一定の時期に一定の価格で一定の通貨ないしモノを取得できるというものであるが、それは、一定の選択権を行使できる権利を代金（プレミアム）を支払って購入するものであり、権利は、財産権の対象であり、かつ一定の時期に選択権を行使し、あるいは行使しないことにより、選択権は消滅することから、選択権は、一定の期間に選択権を行使し、あるいは行使しないことにより消費されたと評価できる。金融取引だから、消費はせず、消費税の課税行為にはならないと

5 田中治「納税義務者・課税取引と非課税取引」「租税法と市場」（有斐閣 2014年）714頁

6 岡田豊基「現代保険法」（中央経済社 2010年）22頁以下

いう論理は、オプション取引には成立しないため、オプション取引を消費税の非課税取引としていることに合理的理由はない。

オプションの対価（プレミアム）は、リスクの回避手段、投機の機会を買手に与え、これらサービスを一定期間内に消費するものとして提供するのであるから、オプションの購入代金であるプレミアムは、オプションの購入の対価として、消費税の対象とすべきである。

オプションの対価（プレミアム）の金額には、理論価格があり、その算出に広く用いられるブラック・ショールズモデルは、原資産価格、権利行使価格、ヒストリカル・ボラティリティ（HV）（過去の商品価格の変動を基に統計的に算出されるもの）、残存期間、金利の5つのパラメータによりプレミアムを算出する。

オプションの対価（プレミアム）に理論価格が存在することは、商品や証券などの現物資産の価格変動のリスクからの解放、投機の機会の提供というオプションのサービスに経済的価値があることを明らかにしている。このことは、プレミアムを対価とするサービスの提供は、消費税の課税対象となる適格性がある。

オプション取引が端的に明らかにしている金融取引におけるサービス提供の部分を、金融取引において提供されている金融商品の取引のうちにあることを明らかにして、これを特定して、サービスの提供に対して支払われている対価に対して、消費税を課する必要があると考えられる。

（2）債権を証券化した金融商品に対する消費税のあり方

債権を証券化した金融商品の取引において

は、資本の移転と、リスクから解放するサービスの提供が行われており、資本の移転の部分については消費税の対象外となり、リスクから解放するサービスの提供の対価の部分について消費税がされるべきと考えられる。

資本の移転の部分については消費税の対象外となる理由を明らかにするため、消費税はそもそもどのような取引を課税対象としているかを検討する。

「財又はサービスを、代金を受領して販売する事業者」と「財又はサービスを代金を払って購入する人」の間の取引では、「代金を払って購入する人」は消費税を負担する。一方、「代金を受領して販売する事業者」は、金銭を取得する対価として「財又はサービス」を交付・提供しても、消費税を負担しない。

これは、消費税は、対価を払って財、サービスを取得・提供を受けることに担税力を見出しているのであって、財、サービスを取得・提供することによって対価を取得することは、担税の対象としておらず、「代金を受領して販売する事業者」に税負担させることを目的としないからである。したがって、消費税の課税対象とされる「資産」に、「代金」となる金銭は、本来的に含まれない。

金銭が「資産」にあたらないことから、例えば、金銭と金銭の交換契約である為替取引では、契約の両当事者とも金銭を取得するから、両当事者は消費税を負担しない。為替取引では、一方当事者が他方当事者に行う金銭の交付は資本の振替ないし移転であるから、消費税が課されないと説明されている。

それでは、消費税の課税対象とならない金銭

に、いかなるものが含まれるかが問題となる。金銭、すなわち通貨（マネー）に、どのような金融商品を含めるかについては、国や時代によって異なっており、一義的に決まっていない。我が国の場合、対象とする通貨の範囲に応じ、M1、M2、M3、広義流動性といった4つの指標が作成・公表されており、最広義の広義流動性には、M3に加え、金銭の信託、投資信託、金融債、銀行発行普通社債、金融機関発行CP、国債、外債が含まれる。このように、債権を証券化した金融商品も、通貨（マネー）に含まれ、資本にあたりと理解される場合がある。

このことは、債権を証券化した金融商品の売買には、真正の金銭の売買と同じく、資本の振替ないし移転と評価すべき部分があることを示している。したがって、債権を証券化した金融商品の取引について、消費税を課する部分は、資本の振替ないし移転と評価すべき部分を除外して、リスクから解放されるというサービスの提供にあたる部分の対価を確定して、これに対して消費税を課することが必要である。

（3）債権を証券化した金融商品の取引において 消費税を課する対象

債権を証券化した金融商品の取引において、「リスクから解放する」とのサービスを提供する部分を確定することを、具体例で説明する。

3か月後に弁済期の到来する弁済額120円の債権を、100円で購入したときを例として、債権を証券化した金融商品の取引に対する消費税のあり方を考える。

この債権は、3か月後に120円の弁済が行われるとき、購入額の差額の20円の利益をもたらすが、一方、今後3か月の間に債務者にデフ

ォルトが生じたときは、債権の買手に債権の売買代金100円の損失をもたらす。

このことは、今後3か月の間に債務者にデフォルトが生じるリスクを債権の買手が引き受け、債権の売手がリスクの負担から解放されることの対価として、債権の買手が、債権額と購入額の差額の20円の利益を受け取ることを意味する。このことは、債権の売買を、以下のよう

に分析することにより、明らかとなる。上記の債権の売買は、厳密には2つの取引からなり、①債務者が弁済期までの間にデフォルトにより弁済しないことを解除条件とする、対価120円の債権売買契約が成立するとともに、②債権の売手は買手から、当該債権が債務者がデフォルトするとき権利行使価格120円の債権を売るとのプット・オプションを、プレミアム20円で、取得する契約が行われている。

このうち「債務者が弁済期までの間にデフォルトにより弁済しないことを解除条件として、対価120円で売買される」との取引は、債権が弁済されないリスクが現実になったときには、契約が解除されて弁済されないリスクが売手に戻り、リスクが買手に移転していない形での債権売買の契約であり、この取引が、債権売買の取引のうちの、資本の振替ないし移転にあたる、取引の部分である。

これに対し、「債権の売手が買手から、当該債権が債務者がデフォルトするとき権利行使価格120円の債権を売るプット・オプションを、プレミアム20円で取得する」との取引が、債権を証券化した金融商品の取引において、金融商品がデフォルト等により無価値となるというリスクから、債権の売手を解放するというサー

ビスを提供している部分の取引である。

債権を証券化した金融商品の取引において、実際には、債権売買契約とオプション取引の差額決済として、債権価額の120円からプレミアム20円を差し引きして、100円が支払われているのである。

この取引で、債務者に実際にはデフォルトが生じなかったときは、プットオプションは行使されず消滅するとともに、債権売買契約の解除条件も実現せず消滅し、債権の買手は確定的に債権を取得する。そして債務者が120円を買手に弁済して債権は消滅する。

これに対して、債務者がデフォルトにより支払われないときは、債権売買契約の解除条件が成就して売買契約は消滅し、債権は債権の売手に戻るとともに、売手が受け取っていた売買代金120円を買手に返還する義務を負う。しかし債権の売手がプット・オプションを行使することにより、債権は買手に売却され、買手は売主に120円を支払う義務を負う。これにより、売手買手間に債権引渡しと120円支払いの債権債務が対立してあることになるが、相殺によって両債権を消滅させるとの合意があると考えられ、後での決済は行われない。このため債権の売手の受け取っていた100円は確定的に売手のものになり、買手は債権の権利者となり、債権がデフォルト等による支払われないリスクを負担することになる。

このように、債権を証券化した金融商品の取引において、債権を買うことによって自ら債権が弁済されないかもしれないリスクを負担しようとする買手が、債権の売手を弁済されないリ

スクから解放するのであるから、債権の買手が、金融サービスを提供している。

したがって、リスクから解放するという金融サービスの提供を受ける対価として、20円のプレミアムが売手から買手に対して支払われているため、債権の売手に消費税を課す必要があると考えられる。

なお、消費税の対象となるのは「事業として」行われる取引であるところ、個人が債権を証券化した金融商品を購入することが、「事業として」行われる取引にあたるか問題となる。

金子宏教授は、消費税の対象となるのが「事業として」行われる取引に限られることにつき、「事業外の取引、たとえば個人が家具を知人に譲渡する行為が、課税の対象とされていないのは、それに課税しても把握が困難であり、また税収ポテンシャルが少ないためである」⁷と指摘される。事業とは、同種の行為を独立の立場で反復・継続して行うことである（名古屋高金沢支判平成15年11月26日）が、課税の公平性の観点からは、債権を証券化した金融商品を個人が購入する取引は、同種の行為を独立の立場で反復・継続して行われるとみなして、「事業として」行われる取引と整理すべきと考えられる。

（4）株式の取引や不動産取引に対する消費課税

株式や不動産の取引についても、債権を証券化した金融商品と同じく、資本の移転と評価すべき取引部分と、サービスの提供として評価される取引部分があると考えられる。

株式の取引も①会社が倒産等により株式価値がゼロとなることを権利行使条件とするプッ

7 金子宏「租税法」第22版（弘文堂 2017年）736頁

ト・オプション又は株式価格が上昇するときのコール・オプションの行使を解除条件とする、株式売買契約が成立するとともに、②当該会社が倒産等によって株式が無価値になることを権利行使条件とするプット・オプション又は株式価格が上昇するときのコール・オプションを取得していると考えられる。

株式において、通貨（マネー）の性格を有し、資本と評価すべき部分は、株式を発行している会社の資産から負債を差し引いた純資産の額を株式数で割って評価した金額であると考えられ、この純資産価額を株式売買価格が上回っているときはその差額が、プット・オプションのプレミアムであり、下回っているときはその差額がコール・オプションのプレミアムである。

したがって、株式の取引などの金融取引や、同様の構造を持つ不動産取引についても、リスクから解放されるというサービスあるいは投機の手機を得るとするサービスの提供にあたる取引の部分に対して消費税を課すべきと考えられる。

第5 まとめ

租税における公平を実現することは、自由で競争的な社会の形成維持のために、社会経済活動を行う基盤となるルールの公正として、必須のものであり、不断の検討が進められ、より公平な税制を目指すことが必要だと考えられる。

本稿では、現行の税制が、大企業や金融セクターと比較して、中小企業や、ものづくりの企業、さらには所得が高くない者にとって、適切な取扱いがなされているかどうかという点を検討したものである。

中小企業やものづくりの企業が、大企業と並んで活動していくためには、税制において公平な扱いを受ける必要があり、本稿に挙げた現行税制の問題点なども含めて、制度の改善が図られていくことが必要と考えられる。

また、中小企業や、ものづくりの企業の事業活動を発展させていくためには、以上で分析したところの現行税制の性格をご理解いただき、今後の事業活動に生かしていかれることを念願する。